

令和2年度における熱中症に関する政府の取組

令和2年6月18日

熱中症対策については、近年、夏期の救急搬送者数が5万人前後という高い水準で推移しているなど厳しい状況にある。

このため、熱中症関係省庁連絡会議のメンバーである省庁を中心に、政府における今夏の熱中症対策を以下のようにとりまとめ、関係省庁が分担・連携して推進する。

1. 気象情報の提供、注意喚起（気象庁、環境省）

(1) 熱中症警戒アラート（試行）の実施について（環境省、気象庁）

- ・国民に向けた熱中症の予防と対策に関する情報を効果的に発信するために、環境省の「暑さ指数（WBGT）」（熱中症救急搬送者数との高い相関がある）と気象庁の「高温注意情報」（確立された伝達経路を持つ）の両者の強みを活かした新たな情報発信を行っていく。
- ・令和2年度夏（7～10月）は関東甲信地方の1都8県（東京都、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、長野県）で「高温注意情報」の発表基準を暑さ指数に換え、「熱中症警戒アラート（試行）」（以下、アラート）として先行実施を行い、その検証を踏まえ、令和3年度からは高温注意情報に代えて、新たな情報として全国で本格運用する予定。
- ・環境省の暑さ指数算出地点で暑さ指数が33℃以上となることが予想された場合に、前日17時及び当日朝5時に都県単位でアラートを発表し、熱中症の危険性が極めて高いことに対する国民の「気づき」と予防対応行動を促す。

(2) 気温の観測・予測情報の提供、注意喚起（気象庁）

- ・全国各地の気温の観測情報をリアルタイムで提供するとともに、5kmメッシュに高解像度化した詳細な気温の予測情報を提供。特に、気温が高くなることやその状態が数日続くことが予想された場合、気象情報で注意喚起を実施するとともに、予め定めた目安を超える高温が予想された場合には、毎日の天気予報で熱中症による健康被害への注意を呼びかけ。
 - ・翌日又は当日の最高気温が概ね35℃^{※1}以上になることが予想される場合に「高温注意情報」を発表し、熱中症への注意を呼びかけ（関東甲信地方の1都8県では7月以降、「高温注意情報」に代えて（1）のアラートを先行実施）。
 - ・向こう1週間で最高気温が概ね35℃^{※1}以上になることが予想される場合にも、数日前から「高温に関する気象情報」を発表し、熱中症への注意を呼びかけ。
- ※1 一部の地域では35℃以外を用いることもある。
- ・主に2週間先を対象に、5日間平均した最高気温・最低気温を毎日提供する「2週間

気温予報」、及び毎週2回（月・木曜日）、6日～14日後を対象として、2週間気温予報で平年より「かなり高い」気温が予想された場合に発表する「高温に関する早期天候情報」において、一定の高温が予想される場合、熱中症への注意を呼びかけ。

- ・上記の情報に加え、最新の気温等の分布を約1km四方で1時間ごとに提供する「推計気象分布」、ヒートアイランド現象に関する最新の解析結果（都市化が気温にもたらす影響等）を取りまとめたページ（毎年7月頃更新予定）について、気象庁ホームページ熱中症ポータルサイト

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kurashi/netsu.html>)に掲載している。

(3) 暑さ指数(WBGT^{※3})の情報提供(環境省)

- ・全国840地点の暑さ指数(WBGT)の予測値等を算出し、「環境省熱中症予防情報サイト」(<https://www.wbgt.env.go.jp/>)において実況値及び当日、翌日、翌々日の3時間毎の予測値を毎日公開する。
- ・民間のメール配信サービスを活用した暑さ指数(WBGT)の予測値等の個人向けメール配信サービスや、CSV形式による暑さ指数(WBGT)数値データの提供、アスファルト舗装の上等の実生活の場や身長の高い児童を想定した暑さ指数(WBGT)参考値の提供などを行っている。
- ・熱中症患者の発生時期を考慮して夏期より長い運用期間とし、4月17日(金)～10月30日(金)まで提供を行う。

※3 WBGT(湿球黒球温度)：人体の熱収支に影響の大きい湿度、輻射熱、気温の3つを取り入れた指標であり、乾球温度、湿球温度、黒球温度の値を用いて算出したもので、単位は気温と同じ(°C)で表される。運動や作業の強度に応じた基準値が定められている。

2. 予防・対処法の普及啓発(消防庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、気象庁、環境省、観光庁)

(1) 「熱中症予防強化月間」の設定(熱中症関係省庁連絡会議)

- ・国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症に罹る人が急増する7月～8月を熱中症予防強化月間と設定。
- ・ポスターの掲示等による、国及び地方公共団体の関係機関等における月間設置の周知や関係省庁等の行事における熱中症予防の呼びかけの実施。

(2) 救急業務・医療現場における熱中症対策(消防庁、厚生労働省)

- ・国民向けの予防啓発コンテンツ(ポスター、ビデオ、イラスト、音声メッセージ、リーフレット、ツイッター)を用いて熱中症予防に対する注意喚起の強化。(消防庁)
- ・熱中症予防のポイント等を追加した訪日外国人のための救急車利用ガイド(7言語)を引続き消防庁ホームページに掲載。(消防庁)
- ・熱中症患者に対し、適切な対応が行われるよう消防本部に対し助言等を実施。(消防

庁)

- ・熱中症診療ガイドラインを厚生労働省ホームページに掲載。(厚生労働省)

(3) 日常生活における熱中症対策 (厚生労働省、環境省)

- ・リーフレット「熱中症予防のために」を各地方自治体に配布し、保健所等における健康相談等での活用や介護事業者等への啓発等を依頼。
- ・「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について～「新型コロナウイルスを想定した『新しい生活様式』における熱中症予防～」を環境省と連携して作成し、各地方自治体に周知。(厚生労働省・環境省)
- ・熱中症予防について、5月1日から9月30日までの間、Twitter 及び facebook による情報発信を行う。(厚生労働省)
- ・熱中症についての科学的知見や予防法等をまとめた「熱中症環境保健マニュアル2018」、夏季に人が多く集まるイベントの主催者向けの「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2020」、日常生活における予防・対処法などの要点をまとめたリーフレット及び携帯型カード、外国の方向けの英語版リーフレット、高齢者向けに内容を特化したリーフレット及びポストカード、熱中症について学べる動画を収録した DVD を作成し、地方自治体や教育委員会等へ広く配布するとともにインターネットを通じて公開。(環境省)
- ・熱中症に係る正しい知識を普及するとともに、民間企業や行政機関が連携し、熱中症予防の声かけの輪を広げる取組として、「熱中症予防声かけプロジェクト」が平成23年から開始されており、実行委員会に環境省も参画・支援を実施。(環境省)

(4) 学校現場における熱中症対策 (文部科学省)

- ・学校現場において、熱中症の予防や児童生徒が熱中症を発症した場合の対応が的確に行われるよう、予防方法や応急措置等についてまとめたパンフレット「熱中症を予防しよう」や「学校屋外プールにおける熱中症対策」、ポスター「熱中症対応フロー」、映像資料(DVD)等を作成し、独立行政法人日本スポーツ振興センターのホームページに掲示。
- ・学校の教職員、教育委員会の担当者、中体連及び高体連の会長等を対象とした会議等において熱中症の問題を取り上げて指導。
- ・主に教職員や教育委員会関係者が登録している文部科学省におけるメールマガジンにおいて注意喚起。
- ・子供たちのよりよい環境を確保するため、夏の強い日差しを遮ること、風通しをよくすることなどの校舎づくりの工夫事例を紹介。また、公立学校施設については、地方公共団体からの計画を踏まえ、空調設備の設置を支援。

(5) 職場における熱中症対策 (厚生労働省)

- ・職場における熱中症の予防に関し、事業者の実施すべき事項を取りまとめ、業界団

体等に通知するとともに、都道府県労働局及び労働基準監督署を通じて事業者に対する指導等を実施。

- ・職場のWBGT値の把握、作業管理、作業環境管理、労働者の健康管理等の熱中症予防対策をリーフレットにまとめ、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」（5月1日から9月30日）を通じて、事業者や労働者に対し周知。
- ・職場における熱中症予防対策をまとめたポータルサイトの整備を行い、熱中症対策の啓発を図るとともに、職場における熱中症予防に関する講習会を7月に全国7か所で開催する（予定）。

（6）農業現場における熱中症対策（農林水産省）

- ・農作業中の熱中症事故防止に向けて、春の農繁期や7～8月の「熱中症予防強化月間」を中心に、注意喚起や予防法の周知を積極的に実施。
- ・具体的には、行政ルート等を通じて、熱中症リスクの高い時期に、都道府県、関係団体を通じて注意喚起や予防法を周知する通知を发出。

特に今年度は、農業現場における新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクの着用を農業関係者等に要請していたところ、気温の上昇とともに熱中症リスクが高まったことを踏まえ、「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（屋外やハウスで人と十分な距離が確保できる場合にはマスクを外すなど）を周知。

- ・また、本年5月より、農水省が新たに運営する「MAFF アプリ」を活用し、プッシュ式で注意喚起情報を提供。

この他にもメールマガジンやFacebook等様々なコンテンツを活用し、農家に対して直接、熱中症リスクに応じた注意喚起情報等をきめ細かく提供。

（7）「健康のため水を飲もう」推進運動の支援（厚生労働省）

- ・「健康のため水を飲もう」推進委員会^{※4}作成のポスターの掲示・配布について、文部科学省、大臣認可水道事業者等へ依頼。また、同委員会の活動について厚生労働省ホームページ上で紹介。

※4 平成19年に武藤芳照東京大学政策ビジョン研究センター教授を委員長として発足した委員会で、「こまめに水を飲む習慣の定着」等の活動を行っている。毎年、ポスター等を作成しているほか、平成24年度には公募によりシンボルマークと標語を決定。

（8）研修会・講習会の実施（環境省）

- ・例年6月に開催している「熱中症対策シンポジウム」は、令和2年は中止。（環境省）

（9）外国人旅行者を対象とした対策（観光庁）

- ・訪日外国人旅行者等に対してウェブサイト等で熱中症等関連情報を発信するとともに、災害時情報提供アプリ「Safety tips」において熱中症情報のプッシュ通知を実施。

(10) 熱中症予防対策ガイドンス策定事業（環境省）

- ・ 各々の地域・社会の仕組みに対応した、創意工夫に富んだ多様な熱中症対策を後押しするために、熱中症予防対策ガイドンスをとりまとめることを目指す。熱中症に関する取組の効果の検証や導入にかかる課題等の分析を実証事業として実施する予定。

3. 発生状況等に係る情報提供（消防庁、文部科学省、厚生労働省）

- ・ 夏期における熱中症による救急搬送人員等を取りまとめ、6月1日から10月4日まで（令和2年は調査の開始を延期）の調査結果について、1週間毎に速報値を公表するとともに、月毎の確定値等を順次ホームページ上で提供。（消防庁）
- ・ 学校の管理下における熱中症の発生状況等について、年度毎に学校種別で取りまとめ公表するとともに、学年・性別発生傾向や月別発生傾向についても公表。（文部科学省）
- ・ 小学校1年生の児童が校外学習後に死亡した事故を受けて、関係者に対する熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置を講ずるよう改めて熱中症事故防止に万全の対策を講ずるよう依頼。（文部科学省）
- ・ 直近10年間の職場における熱中症による死傷災害発生状況を取りまとめ、公表。（厚生労働省）
- ・ 人口動態統計に基づく熱中症による死亡者数を集計し公表。（厚生労働省）

4. 調査研究等の推進（環境省）

気候変動と暑熱に関する科学的知見の収集・整理等（環境省）

- ・ 国内の気候変動の影響評価において、気候変動と暑熱に関する最新の科学的知見の情報収集・整理を実施し、本年内を目処として気候変動影響評価報告書（暑熱関係を含む）を取りまとめ公表する予定。